

犯罪被害者等支援について

犯罪被害者等支援に関する状況

【国の状況】

- ・平成16年12月：「犯罪被害者等基本法」制定
- ・平成17年12月：「犯罪被害者等基本計画」策定
- ・平成28年4月：「第3次犯罪被害者等基本計画」策定

【国が地方公共団体へ要請している事項（主なもの）】

- ・総合的対応窓口の設置
- ・公営住宅への優先入居
- ・犯罪被害者支援団体との連携
- ・社会福祉士等の専門職の活用
- ・見舞金制度等の導入
- ・被害直後などの居住場所の確保（ ）
- ・犯罪被害者等への理解増進のための啓発
- ・政令市区役所相談窓口での適切な対応

（注）___は、本市では実施できていないもの

（ ）大阪府などの制度を活用

【本市の状況】

- ・平成19年11月：「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」開設
- ・平成24年4月：「市営住宅の優先入居制度」開始
- ・平成29年3月：市民向けに、本市の犯罪被害者等支援施策の具体的な取組み紹介パンフレット「大阪市犯罪被害者等支援ナビゲーション」を作成。

【本市が実施している施策（主なもの）】

- ・相談体制の充実（総合相談窓口、こころの健康に関する相談、スクールカウンセラーなど）
- ・生活困窮への支援（生活保護、生活福祉資金貸付、各種医療助成、就学援助制度など）
- ・市営住宅への優先入居
- ・就労支援（大阪市仕事情報ひろば、地域就労支援センターなどの活用）
- ・各区保健福祉センターにおける、被害者の心身の状況に応じた医療情報や、保健福祉サービスの提供
- ・市民に犯罪被害への理解を深めていただくための啓発事業
- ・犯罪被害者支援団体及び関係機関と連携した支援研究会への参画

犯罪被害者等支援条例の制定について

【他政令市の条例制定状況】20 政令市

- ・犯罪被害者等支援に特化した条例を制定している市
5市（岡山、京都、堺、神戸、名古屋）
うち、見舞金等の給付制度のある市：京都、神戸、名古屋
- ・安全・安心等の条例の一部に犯罪被害者等支援に関する条項がある市
5市（札幌、新潟、静岡、浜松、北九州）見舞金等の給付制度のある市は無し
- ・平成31年4月に特化した条例を制定予定の市
1市（横浜）見舞金等の給付制度導入予定

【大阪府の条例制定状況】

- ・犯罪被害者等支援に関する条例制定の請願が、平成30年5月に府議会へ提出され、全会一致で可決。
- ・7月～9月に、犯罪被害者や有識者などの意見聴取のための懇話会を開催。
- ・11月～12月、条例案に対する意見募集
- ・平成31年2月定例会に条例案を提出し、4月1日施行予定。

条例制定のポイント

1. 各主体の責務の明確化
2. 府が講じる基本的な施策の明示
3. 関係機関との連携・協力による“ワンストップ支援体制”の構築
4. 支援のPDCAサイクル

【本市の条例制定に向けた検討】

（1）条例制定の意義

- 本市が犯罪被害者等支援について持続的に取り組むという姿勢を明確に示し、市民の理解や協力の一層の促進も期待できるとともに、全庁一体となったさまざまな支援施策や関係機関との連携・協力が得やすくなる。

（2）制定するにあたっての検討課題

- 見舞金及び家事や育児などの支援のための給付制度の導入検討。
- 犯罪被害当事者などの意見の反映について検討。

（3）制定に向けたスケジュール

- 平成31年2月：犯罪被害者や有識者などからの意見を聴取するための懇話会の設置準備と委員選定及びたたき台となる条例骨子案の検討。
- 3月～7月：犯罪被害者や有識者などの意見聴取のための懇話会開催及び条例骨子案作成。
- 7月～8月：条例骨子案に対する意見募集及び条例案作成。
- 9月：市会へ条例案の提出予定（議決後施行）。

見舞金などの給付制度を導入する場合は、2020年4月からの実施を想定。